

保有個人情報の開示に関する電磁的記録の開示方法及び手数料等に関する規程

平成 17 年 3 月 31 日 2004 情総第 136 号

最終改正 令和 4 年 3 月 29 日 2021 情総第 650 号 一部改正

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条及び 89 条 4 項の規定に基づき、それぞれ電磁的記録の開示の方法及び手数料額に関する規定を次のように定める。

（電磁的記録の開示方法）

第 1 条 電磁的記録の開示の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク

次に掲げる方法

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格 C 5 5 6 8 に適合する記録時間 1 2 0 分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格 C 5 5 8 1 に適合する記録時間 1 2 0 分のものに限る。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号又は次号に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録を日本工業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6 2 2 3 に適合する幅 9 0 ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付

（手数料の額等）

第2条 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1)一の法人文書ファイル（事務又は事業の処理及び法人文書の保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書に記録されている保有個人情報

(2)前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報

3 開示請求手数料は、現金、振込又は郵便小為替で納付しなければならない。

4 保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月29日 2021 情総第650号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。